

トップリーグ加盟会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）の事業に賛同した団体が、ジャパンラグビートップリーグ（以下トップリーグと称す）を安定的かつ継続的に実施すること及び財政基盤の確立を図り、ラグビーの普及・振興と競技会の公正及び質の維持・向上に寄与することを目的とする。

(呼称)

第2条 この規程により定める会費をトップリーグ加盟会費と称する。

(会員となる手続)

第3条 この法人に登録しようとする団体は、ジャパンラグビートップリーグ規約のリーグ加盟資格及び要件を満たすものとし、第4条に定める会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2 この法人の登録は1事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）単位とする。

(会費)

第4条 この法人の加盟会費は、15,000,000円とする。

(会費の使途範囲)

第5条 加盟会費の使途範囲はトップリーグの運営に関わるものに使用するものとし、その範囲は次の各号による。

- (1) トップリーグに関わるスタッフの人物費
- (2) 広告宣伝関連費
- (3) レフリー育成費並びにレフリー派遣経費
- (4) トップリーグに係る会議関連費
- (5) 試合運営に必要な業務委託料
- (6) 事務所管理に係る経費

2 加盟会費は、その15%以上50%以内を当該年度の法人会計に使用することができる。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、理事会の議決により行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2013年4月1日施行

2014年4月1日改正